

山梨県公報

号外第三十六号

平成三十年

七月三十一日

火曜日

目次

- 規則
○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
人事委員会
○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十二号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「政策企画監」の下に「オリンピック・パラリンピック推進監」を加える。

附則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年七月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二イの表6級の項1中「政策企画監」を「政策企画監、オリンピック・パラリンピック推進監」に改める。

「政策企画監

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「政策企画監」を

オリンピック・パラリ

に改める。

「政策企画監」

附則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番